# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 19 日現在

機関番号: 13201

研究種目: 基盤研究(B)(一般)

研究期間: 2014~2017

課題番号: 26285024

研究課題名(和文)自然環境(特に野生生物等の天然資源)の保全の観点からする私的所有制度の再検討

研究課題名(英文)Rethinking private ownership for conservation of natural resources with emphasis on wildlife

#### 研究代表者

高橋 満彦 (Takahashi, Mitsuhiko)

富山大学・人間発達科学部・准教授

研究者番号:10401796

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 4,100,000円

研究成果の概要(和文): 野生動物等の資源の保全管理のために、私的権利との関係の再検討が重要である。特に土地所有権との間では、零細な土地所有が錯綜する山林で行う資源の保全管理行為が問題となる。狩猟者への調査では、鳥獣捕獲にも地主の承諾を必要と認識していないが、過疎化による村落的慣行の衰退と、山林所有者の不在化・不明化が状況を不透明にしている。成文法には「狩猟権」規定はないが、猟場の排他性や権利性は慣行として存在し、有害動物の捕獲を巡る狩猟の公共性を勘案すると、資源管理と土地所有権との整理が必要と結論した。

また、土地所有権に限らず、管理者、管理手法などの諸要素や対象資源への権利性に関しても法的考究が重要である。

研究成果の概要(英文): Private ownership needs to be critically analyzed to enable natural resources management.

Through research of hunters, we found hunters do not regard landowner's permission are necessary for hunting and culling; however, decline of rural norms and increase of absent ownership complicates the issue. Although Japanese statutes do not provide for "hunting rights," exclusiveness of hunting grounds are customary observed. Considering the role of hunting in wildlife management, it is now necessary to reconsider relation between natural resources management and private land ownership.

Not only landownership but wide variety of legal aspects and rights surrounding natural resources management must also be analyzed. They include managers, management devices, as well as rights towards the resources itself.

研究分野: 環境法、野生動物法、法社会学

キーワード: 環境政策 野生動物管理 生態系管理 狩猟 鳥獣保護管理法 土地所有権 野生動物法 天然資源

### 1.研究開始当初の背景

野生生物を巡っては、生物多様性の保全は 生物多様性基本法の制定にもみられるよう に、国家的政策課題となり、絶滅危惧種保存 法の改正や指定種の大幅な拡大などが進行 している。その一方で、増えすぎた鳥獣がも たらす鳥獣被害は増大し、鳥獣の個体数調整 が急務となり、鳥獣保護法の改正や鳥獣被害 特措法の制定により計画的な捕獲が推進され、関係法令の改正も継続して進行している。

これらの一見相反する動きは、野生動物の 保護管理がより積極的に必要となる点では 共通しているが、そこで問題となる事柄の一 つが土地の管理と土地所有権である。

野生動物の保護管理は生息地管理でもあるが、多くの生息地は私有地上にある。従来、 私有地上の生息地管理・鳥獣保護管理については、成文法上定まった規定はなく、地方の慣習に委ねられてきた部分が多いと研究代表者らは分析している。しかし、一方では土地に対する権利意識の向上、他方では過疎化と都市化に伴う地域の慣習の消滅や、土地所有者(管理者)自体の不明確化により、野生生物を含めて天然資源の円滑な保全管理を生物を含めて大然資源の円滑な保全管理を進めるためには、現代的な土地所有との調整に関する問題点の抽出と対応策の検討が必要になってきたのである。

#### 2.研究の目的

野生生物をはじめとする天然資源の保全 管理にとって土地の管理は重要な課題である。しかし、資源保全策が土地の私的所有権 と衝突することも増加している。本研究では、 鳥獣保護法を中心とした野生動物管理の法 制度と、種の保存法に代表される希少種及び 生物多様性保全の保全に関する法制度にお ける私的所有権との調整を研究し、進行中の 法令等の改正に対する提案も含めた、実務的 かつ理論的な研究を目指した。

具体的には、 野生動物の保護管理を円滑に進めるうえで必要となる土地所有権を的心に、狩猟権、漁業権を含めた各種の私動を権との調整に関する問題を抽出し、鳥獣保護法等の野生動物関連法規における問題を指摘し、狩猟や農林業など、野生動物保管理に関係する利害関係者及び行政の意見を聞きながら、改善点を指摘する。 種の保護の表生なる土地所有権等の私的財産権の必要となる土地所有権等の私的財産権の必要となる土地所有権等の私的財産権のも調整について、自然保護関係者も含めて利害関係者と意見交換をしながら問題点を抽出し、改善点を提案する。

# 3.研究の方法

本研究の方法は、 文献調査、 現地調査、 意識調査、 研究会、の4つと 成果発表 に大別される。

文献調査については、鳥獣管理を中心と した歴史的史料の渉猟と、内外の法令の調査 が中心となった。史料に関しては、明治以降 の国内のものはかなり蓄積することができた。海外については、イングランドとアメリカを中心に研究を進めた。

現地調査については、春熊猟の参与観察 をはじめ、最大限現場に赴き、猟師など野生 鳥獣捕獲従事者の話を聞くことに努めた。 また、野生生物生息地の巡検を行い、鳥獣被 害の発生している場所では管理上の課題を、 絶滅危惧種の生息地や外来生物の問題が発 生している場所では保護上の課題の把握に 努めた。さらに、狩猟と絶滅危惧種の保護の 双方で土地所有権と対立が表面化している アメリカや、狩猟を禁止したために鳥獣被害 が農地所有者を悩ませているケニアなど、海 外の現地調査も精力的に行った。

意識調査の分析は、先行する基盤研究 C 「野生動物保護管理の推進に必要な狩猟者の法的位置づけ及び権利関係に関する研究」(2353014)で研究協力者上田剛平らとのアンケート調査を行った狩猟者の意識に関するアンケート調査だが、東日本を中心に 2 万人強の狩猟者を対象に多岐に渡る質問をしたビッグデータであり、分析と解析を継続している。分析結果は論考にまとめているが、内容が多岐に渡るため時間を要している。

研究会は、毎年マタギサミットに合わせて研究組織と狩猟関係者で情報交換を行った。研究組織内では、隔年で研究会を開催し、研究発表や意見交換を実施した。また、自然保護関係者らと絶滅危惧種保全のノラ猫問題に関する公開研究会も実施した(2017年12月)。

成果発表については、論文と学会発表の 双方で発信に努めた。概要は下記4.と5. のとおり。

# 4. 研究成果

本研究を通じて、野生動物をはじめとする 天然資源の保全管理において、土地所有権を 筆頭とする私的権利の再検討が重要である ことが確認された。

特に土地所有権に関しては、自然環境保全 の視点から見れば、保護を含めて管理を行う 際には土地へのアクセスが不可欠になるが、 わが国のように零細な土地所有が錯綜する 山林で個々の地主から立ち入りの承諾を得 るのは現実的ではない。地域の慣行も承諾の 必要性を前提とはしておらず、狩猟者への調 査結果からも承諾の必要性は認識されてい ないことが明らかになった。しかし、これら はあくまで地域の慣習であり、権利意識の向 上と、村落機能低下や都市化の進行に伴う共 同体的管理の減退により、私人所有地への立 ち入りが難しくなることが予想される。さら に近年は所有者不明の山林が増加し、問題を 加速している。このため、将来的には立法を 含めて、土地所有権との整理を明示すること が必要だという結論に達した (雑誌論文

、学会発表 、図書 など)。 土地所有権についての議論が本研究課題 の中で重要な位置を占めることは計画段階から予定していたが、実際に研究を進める地理では、狩猟権や漁業権はもちろん、生性では、狩猟権や漁業権の権利の重要性も認識することができた(図書、雑誌論文とができた(図書、雑誌論文とは規定されておらず、物権としての規定では規定されており、対しており、がは、猟場の排他をはいるに対策を必要が必要であるのと、法的な整理が必要である(とものなり、特に有害駆除を巡って狩猟の公共をはい、特に有害駆除を巡って狩猟の公共をはい、特に有害駆除を巡って狩猟の公共をはい、特に有害を必要である(という)

さらに研究過程では、野生生物の保全にお いては多種多様な法律関係が関係すること を実感することができ、研究成果も周辺分野 に広がっていった(図書、雑誌論文 ど)。いずれの論点においても私権に一定の 関係性を有しているが、特に近年必要性が増 している鳥獣管理に伴う捕獲及び狩猟に着 目すると、土地(猟場)だけではなく、捕獲 従事者、捕獲道具など、種々の要素に関する 研究の深度化が必要であることが強く認識 された (雑誌論文 、学会発表 ど)。このため、2017年度よりの新たなる科 研研究課題「猟漁五部作:狩猟・漁撈の諸要 素に着目した野生動物法の各論構築」(基盤 研究(C)17K03503)が採択され、捕獲や狩猟 を巡る多面的な法律問題の研究へと継続す ることとなった。

本研究の成果は、研究組織メンバーが審議会委員として、あるいはパブリックコメントや研究集会の公開開催などを通じて、2014年の鳥獣法改正(2015年施行)に伴う規則や計画の改正、県が作成した特定鳥獣管理計画等の各種計画などに際して影響を与えることができたことも付記する。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

### [雑誌論文](計14件)

高橋満彦,2018,「持続的な野生動物法の 主体に関する批判的考察:市民・専門家と狩 猟者の三者に注目して」,法の科学49(受理 済み).

上田剛平・<u>高橋満彦</u>・佐々木智恵・伊原禎雄・小寺祐二・大槻晃太,2018,「福島原発事故による放射能汚染が狩猟及び野生動物管理に与えている影響」,野生生物と社会(受理済み),査読あり.

<u>高橋満彦</u>,2017「野生動物法・Wildlife Law の諸目的に関する考察」, 比較法学 50 (3): 153 - 174. http://hdl.handle.net/2065/00051996

C. Wold, M. Takahashi, S. Park, V. Fernandes

& S. Butler, 2016, "Bringing Pacific Bluefin Tuna Back from the Brink: Ensuring the Submission of Operational Data to the Western and Central Pacific Fisheries Commission", Michigan Journal of Environmental & Administrative Law 6(1): 239-284, 査読あり. https://repository.law.umich.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1059&context=mjeal

X. Gao, G. C. Charlton & <u>M. A. Takahashi</u>, 2016, "The Legal Recognition of Indigenous Interests in Japan and Taiwan", Asia Pacific Law Review 21(1): 60-82、査読あり.

DOI: 10.1080/10192577.2016.1204685

高橋満彦, 2016「野生動物法とは - 人と自然の多様な関係性を託されて」, 法律時報 88 (3): 66 - 70.

高橋満彦, 2015, 「狩猟の諸要素を踏まえた 2014 年鳥獣法改正の法的分析」, 野生生物と社会 3 (1): 13 - 21,査読あり.

https://doi.org/10.20798/awhswhs.3.1 13

伊吾田宏正・松浦由紀子・東谷宗光,2015,「次世代の大型哺乳類管理の担い手を創出するには?:英国シカ捕獲認証を参考に」,野生生物と社会3(1):29-34,査読あり. https://doi.org/10.20798/awhswhs.3.1\_29

田口洋美,2015,「大型野生動物の行動域拡大期における都市防衛に関するノート」, 東北芸術工科大学東北文化研究センター研究紀要14:105-115.

神山智美,2015,「土地所有者の管理義務と狩猟者のアクセス権を考える:ペンシルバニア州を事例として」,富大経済論集60(3):443-479.DOI/10.15099/00002022

<u>高橋満彦</u>, 2014,「鳥獣法の根本は変わるのか: 2014 年改正を題材に」,Wildlife Forum 19(1): 6-8.

https://doi.org/10.20798/wildlifeforum.19.1 6

### [学会発表](計14件)

高橋満彦,「社会に持続可能性と法主体の 再構築 自然環境特に野生動物と法主体」, 民主主義科学者協会法律部会 2017 年学術大 会全体シンポジウム,関西大学,2017 年 11 月.

M. Takahashi, "Current state of traditional hunting in Japan from a legal perspective", Tradition in Search of a Rationale: The Future of Hunting in Japan and North America, Univ. of Iowa, USA, 2016 年 12 月(国際交流基金助成事業).

H. Taguchi, "The matagi in historical and

cultural context", Tradition in Search of a Rationale: The Future of Hunting in Japan and North America, Univ. of Iowa, USA, 2016年12月(国際交流基金助成事業).

M. A. Takahashi & H. Taguchi, "Hunters' Territoriality and Wildlife Management" Mount Kenya Safari Club, Kenya, 2016年1月.

高橋 満彦 ,「都市の野生動物問題における 狩猟者と土地所有者の軋轢 ,第 21 回野生生 物と社会学会大会 ,琉球大学 ,2015 年 11 月 .

M. A. Takahashi, "Legal Measures against Harassment of Endangered Species", Vth International Wildlife Congress (国際野生動物学会), 札幌コンベンションセンター, 2015年7月.

高橋満彦,「野生動物法の多様な諸相 地域社会の複雑な関係性の反映」,第9回日本学術会議基礎法学総合シンポジウム,日本学術会議,2015年7月.

高橋満彦・早矢仕有子,「シマフクロウを 題材に野鳥撮影の規制を考える」,野生生物 と社会学会第20回大会,犬山市,2014年11月.

G. Ueda & <u>M. Takahashi</u>, "Effects of the Fukushima nuclear disaster on hunting desertion", Pathways Conference 2014 (全米野生動物管理学会), YMCA of the Rockies, USA, 2014年10月.

### [図書](計4件)

田口洋美,2017,『クマ問題を考える-野生動物生息域拡大期のリテラシー』,山と渓谷社,223頁.

小島望・<u>高橋満彦</u>(編著)・畠山武道(監修),2016,『野生動物の餌付け問題 善意が引き起こす?生態系攪乱・鳥獣害・感染症・生活被害』,320頁(265-278,306-313).

<u>田口洋美</u>,2016,『新編越後三面山人記マタギの自然観に習う』,山と渓谷社,381頁.

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

高橋満彦(TAKAHASHI, Mitsuhiko A.) 富山大学・人間発達科学部・准教授 研究者番号:10401796

#### (2)研究分担者

田口洋美 (TAGUCHI, Hiromi) 東北芸術工科大学・芸術学部・教授 研究者番号: 70405950

# (3)連携研究者

緒方賢一(OGATA, Kenichi) 高知大学・人文社会科学系・教授 研究者番号:00380296

伊吾田宏正(IGOTA, Hiromasa) 酪農学園大学・農学生命科学部・教授 研究者番号:60515857

早矢仕有子(Yuko, Hayashi) 北海学園大学・工学部・教授 研究者番号:40347729

神山智美(KOHYAMA, Satomi) 富山大学・経済学部・准教授 研究者番号:00611617 (平成26年度まで)

中村只吾(NAKAMURA, Shingo) 富山大学・人間発達科学部・准教授 研究者番号: 40636370 (平成28年度から)

(4)研究協力者 畠山武道 (HATAKEYAMA, Takemichi) 北海道大学名誉教授

上田剛平 (UEDA, Gohei) 鳥獣連携センター・取締役

草刈秀紀 (KUSAKARI, Hidenori) WWF Japan 自然保護室

Guy C. Charlton オークランド工科大学・法学部・上級講師